

資料2. 高圧ガスの移動の基準

2-1. 一般高圧ガス保安規則第49条の基準

対象：車両に固定した容器による移動（ローリー・トレーラー）

△特定不活性ガスのみ対象
(移動ローリー)

項号	項目	書類作成要領等	対応状況	該当ガス種別			
				毒	可	酸	不
49条1項 1号	警戒標 ・例示基準1	<p>・車両の見やすい箇所に警戒標を掲げること。</p> <p>○警戒標の例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">高 圧 ガ ス</div> 又は <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">高 圧 ガ ス</div> </div> <p>横寸法 車幅の30%以上 縦寸法 横寸法の20%</p> <p>600 c m³以上</p> <p>黒字の金属板に蛍光黄による文字で「高圧ガス」</p> <p>○掲示場所 車両の前部及び後部の見やすい場所</p>		○	○	○	○
2号	集結容器 集合容器 ・例示基準63 ・例示基準63の2 ・例示基準64	<p>・集結容器はイ、ハ、ニに適合すること。 集合容器はロ、ハ、ニに適合すること。</p> <p>イ 容器相互及び集結容器と車両とを緊結するための措置を講ずること。</p> <p>ロ 容器とフレーム及び集合容器と車両とを適切に固定するための措置を講ずること。</p> <p>ハ 容器ごとに容器元弁を設けること。</p> <p>ニ 充填管には、安全弁、圧力計及び緊急脱圧弁を設けること。</p>		○	○	○	○
3号	一般複合容器	<p>・一般複合容器等であって当該容器の刻印等により示された年月から15年を経過したものを使用しないこと。</p>		○	○	○	○
4号	容器の温度管理 ・例示基準65	<p>・充填容器等は、常に温度40度以下に保つこと。超低温容器又は低温容器にあつては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの以下に保つこと。</p>		○	○	○	○
5号	防波板 ・例示基準66	<p>・液化ガスの充填容器等にあっては、容器の内部に液面揺動を防止するための防波板を設けること。</p>		○	○	○	○
6号	高さ検知棒 ・例示基準67	<p>・容器の地盤面からの高さが車両の地盤面からの最大高より高い場合には、高さ検知棒を設けること。</p>		○	○	○	○
7号	容器元弁の位置	<p>・容器元弁をその後面に設けた容器にあっては、容器元弁及び緊急遮断装置に係るバルブと車両の後バンパの後面との水平距離が40cm以上であること。</p>		○	○	○	○
8号	容器の位置	<p>・後部取出し式容器以外の容器にあっては、容器の後面と車両の後バンパの後面との水平距離が30cm以上となるように当該容器が車両に固定されていること。</p>		○	○	○	○
9号	操作箱 ・例示基準68	<p>・容器元弁、緊急遮断装置に係るバルブその他の主要な附属品が突出した容器にあっては、これらの附属品を車両の右側面以外に設けた堅固な操作箱の中に収納すること。</p> <p>・この場合において、操作箱と車両の後バンパの後面との水平距離は、20cm以上であること。</p>		○	○	○	○
10号	附属品損傷防止 ・例示基準69	<p>・附属品が突出した容器にあっては、これらの附属品の損傷により当該ガスが漏えいすることを防止するために必要な措置を講ずること。</p>		○	○	○	○
11号	液面計の材料 ・例示基準70	<p>・液化ガスのうち、可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素の充填容器等には、ガラス等損傷しやすい材料を用いた液面計を使用しないこと。</p>		○	○	○	△

項号	項目	書類作成要領等	対応状況	該当ガス種別									
				毒	可	酸	不						
49条1項 11号	液面計の材料 ・例示基準 70	・液化ガスのうち、可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素の充填容器等には、ガラス等損傷しやすい材料を用いた液面計を使用しないこと。		○	○	○	△						
12号	バルブ等の操作に係る適切な措置 ・例示基準 71	・容器に設けたバルブ又はコックには、開閉方向及び開閉状態を外部から容易に識別するための措置を講ずること。 イ. 開閉方向が明示されていること。 ロ. 開閉状態が容易に識別できるものであること。		○	○	○	○						
13号	移動開始時・終了時の点検 ・例示基準 72	・移動を開始するとき及び移動を終了したときは、当該ガスの漏えい等の異常の有無を点検し、異常のあるときは、補修その他の危険を防止するための措置を講ずること。		○	○	○	○						
14号	資材・防災工具の携行 ・例示基準 73	<p>・可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素を移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。</p> <p>○消火器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ガスの区分</th> <th>消火器規格 本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃性ガス</td> <td>B-10 以上 左右にそれぞれ1個以上</td> </tr> <tr> <td>酸素 三フッ化窒素 特定不活性ガス</td> <td>B-8 以上 左右にそれぞれ1個以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>○資材及び工具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤旗 ・赤色合図灯又は懐中電灯 ・メガホン ・ロープ 15m以上 2本以上 ・漏えい検知液 ・車輪止め 2個以上 ・皮手袋 	ガスの区分	消火器規格 本数	可燃性ガス	B-10 以上 左右にそれぞれ1個以上	酸素 三フッ化窒素 特定不活性ガス	B-8 以上 左右にそれぞれ1個以上		○	○	○	△
ガスの区分	消火器規格 本数												
可燃性ガス	B-10 以上 左右にそれぞれ1個以上												
酸素 三フッ化窒素 特定不活性ガス	B-8 以上 左右にそれぞれ1個以上												
15号	資材、薬剤、工具の携行 ・例示基準 74	<p>・毒性ガスを移動するときは、当該毒性ガスの種類に応じた防毒マスク、手袋その他の保護具並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材、薬剤及び工具等を携行すること。</p> <p>例示基準 74 参照のこと</p>		○									
16号	駐車規制	<p>・駐車するときは、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避け、かつ、交通量が少ない安全な場所を選ぶこと。</p> <p>・駐車中移動監視者又は運転者は、食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。</p>		○	○	○	○						
17号	移動監視者	<p>・次に掲げる高圧ガスを移動するときは、甲化、乙化、丙化、甲機、乙機の製造免許所持者又は講習修了者に監視させること。</p> <p>イ 圧縮ガスのうち次に掲げるもの (イ) 容積 300 m³以上の可燃性ガス及び酸素 (ロ) 容積 100 m³以上の毒性ガス</p> <p>ロ 液化ガスのうち次に掲げるもの (イ) 質量 3,000kg 以上の可燃性ガス及び酸素 (ロ) 質量 1,000kg 以上の毒性ガス</p> <p>(ハ) 第七条の三第二項の圧縮水素スタンドの液化水素の貯槽に充填する液化水素</p> <p>ハ 特殊高圧ガス</p>		○	○	○							
18号	免許の携帯	・移動監視者は、高圧ガスの移動を監視するときは、常に前号の免状又は講習を修了した旨を証する書面を携帯しなければならない。		○	○	○							

項号	項 目	書 類 作 成 要 領 等	対応状況	該当ガス種別			
				毒	可	酸	不
49条1項 19号	災害防止措置 ・ 例示基準 75	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第十七号に掲げる高圧ガスを移動するときは、あらかじめ、当該高圧ガスの移動中充填容器等が危険な状態となった場合又は当該充填容器等に係る事故が発生した場合における次に掲げる措置を講じておくこと。 イ 荷送人へ確実に連絡するための措置 ロ 事故等が発生した際に共同して対応するための組織等から応援を受けるための措置 ハ その他災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置 		○	○	○	
20号	運転者2名乗務等	<ul style="list-style-type: none"> イ 移動するときは、繁華街又は人ごみを避けること。ただし、著しく回り道となる場合その他やむを得ない場合には、この限りでない。 ロ 運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して次の各号のいずれかに該当して移動する場合は、交替して運転させるため、容器を固定した車両1台について運転者2人を充てること。 (イ) 運転者による連続運転時間（1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）が、4時間を超える場合 (ロ) 運転者による運転時間が、1日当たり9時間を超える場合 		○	○	○	
21号	イエローカードの携帯等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素の高圧ガスを移動するときは、当該高圧ガスの名称、性状及び移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を運転者に交付し、移動中携帯させ、これを遵守させること。 		○	○	○	△